

知財等専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 知財等専門家派遣事業（以下「本事業」という。）は、一般社団法人岐阜県発明協会（以下「協会」という。）が財団法人岐阜県産業経済振興センター等と連携し、中小企業に対して知財や経営、金融、技術等の課題解決に適した知財等専門家（以下「専門家」という。）を派遣することにより中小企業者における知財等の課題解決を図り、もって中小企業の振興、発展に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 本事業は、協会が実施するものとする。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者で、岐阜県内に主たる事務所を有する者とする。

2 この要領において「専門家」とは、以下に掲げる項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業者への知的財産に関する相談業務を行っている弁理士・弁護士
- (2) 特許等の調査や特許マップ作成等、特許情報面での支援や特許等の価値評価を行っている者
- (3) 技術導入や技術開発を中心とした企業経営のコンサルタントを行っている者
- (4) 中小企業の経営、金融に関連する業務を行っている者

(専門家の選考、登録及び派遣)

第4条 専門家の選考に当たっては、専門家から本事業に係る知財等専門家登録申請書(様式1)を提出させ、専門家が第3条第2項に係る知見を有しているかについて十分に検討した上で、本協会会長が登録を決定するものとする。

登録の期間は、登録を行った年度とする。

2 専門家の派遣に関する手続きは、協会会長が別に定める。

(守秘義務)

第5条 専門家は、派遣により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これらを自己の利益のために使用しない。その職を退いた後もまた同様とする。

(派遣費用)

第6条 協会が専門家に支払う謝金は、平成23年度特許等取得活用支援事業謝金規程のとおりとし、旅費については、平成23年度特許等取得活用支援事業出張旅費規程により支給するものとする。

(報告書の提出)

第7条 専門家は、知財等専門家派遣報告書（協会会長が別に定める。）を作成し、協会会長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、協会会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

知財等専門家登録申請書

一般社団法人岐阜県発明協会 会長 様

知財等専門家派遣事業の知財等専門家登録を以下のとおり申請します。

氏名			
電話番号		携帯電話番号	
F A X 番号		E-mail	
住所	〒		
最終学歴			
取得資格等	(資格名)	(取得年月日)	
専 門 事 項 (どのような支援・助言等を行うことができるのか、箇条書き等で、具体的・明確に)			
職 歴 (どのような職業・業務等に従事したか具体的に)	(年 月)	(内容・具体的に)	
その他			